

お客さま各位

令和 6 年 2 月

ウリ信用組合

当組合とのお取引目的等の確認に関するご協力のお願い

国際社会におけるテロの脅威等が高まり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が増していることを受け、金融庁は 2018 年 2 月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表し、金融機関は同ガイドラインに基づいた業務運営が求められています。

当組合においても、お客さまに「安心・安全かつ迅速なお取引をご提供する」ために、本ガイドラインを踏まえて、お取引のあるお客さまに対して、店頭や訪問、ダイレクトメール等により、当組合とのお取引目的やご職業の確認および本人確認書類のご提出をお願いしております。

つきましては、大変お手数をお掛けいたしますが、趣旨をご理解いただき、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

金融庁ホームページ

「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

全国信用組合中央協会ホームページ

「信用組合をご利用のお客様へのお知らせ」

<https://www.shinyokumiai.or.jp/notice.html>

(注) 金融機関等を装った電子メール詐欺により、「暗証番号」等を不正入手する詐欺が発生しております。当組合職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」は絶対にありませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】最寄りの店舗または担当者にお問合せください。



お取引目的等の確認に関するご協力のお願い

よくあるご質問(FAQ)

Q1. マネー・ローンダリングとは？テロ資金供与とは？

マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいいます。

テロ資金供与とは、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為のことをいいます。

Q2. なぜこのような案内が届いたのですか？

当組合では、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の制定を踏まえて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策の一環として、これからお取引を開始されるお客さまだけでなく、すでにお取引いただいているお客さまに対しても、当組合とのお取引目的やご職業等について確認させていただく取り組みを行っております。

Q3. なぜこのような詳細な情報まで、回答を求めているのですか？

金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、当組合のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策を強化するために必要な情報のご提供をお願いしております。主旨をご理解の上、ご協力をお願い致します。

(参考)「金融庁 HP「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

ご回答いただいた情報は、当組合の個人情報保護宣言に従い、適正に管理いたします。

Q4. 何年も取引しているので、取引内容を見れば確認は不要ではないのですか？

今回のご案内は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、お客様の最新の情報をもとに、当組合の商品・サービスの適切な提供と管理などを目的としてご案内させていただくものです。今後も定期的に確認を行ってまいりますので、お客様にはお手数をおかけしますが、主旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

Q5. ウリ信用組合と取引のある家族や知人には、このような案内は届いていないが、なぜ自分には届いたのですか？

当組合とお取引のあるお客さまに対して、お取引内容等を踏まえて、順次ご案内させていただいております。

Q6. 取引のある他の金融機関からはこのような案内は届いていないが、なぜ届いたのですか？

他の金融機関の対応は分かりかねますが、金融機関は金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいた態勢整備が求められております。

Q7. このような案内が届いたが、自分の口座に何か疑いがあるのですか？

ご質問内容が多岐にわたり、お手数をお掛けします。今回のご案内は、特定のお客さまを疑ってお送りしているものではございません。当組合のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策の一環として、広くお客様にご協力をお願いしているものです。

主旨をご理解の上、ご協力ををお願いいたします。

Q8. このような案内が何通も届いたが、なぜですか？

お客様が複数の店舗で口座をお持ちの場合は、ご案内が複数となる場合があります。

この場合も、ご案内ごとにご回答いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

Q9. 回答は義務ですか？回答は拒否できますか？

今回のご案内は、当組合のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策の一環として、広くお客様にご協力をお願いしているものです。

主旨をご理解の上、ご協力ををお願いいたします。

Q10. 回答をしなかった場合どうなりますか？

各質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。

主旨をご理解の上、ご協力ををお願いいたします。

Q11. 回答の仕方がよく分かりません。

大変お手数をお掛けしますが、取扱店にお問い合わせ願います。

なお、お問い合わせの受付時間は、平日の 9 時から 15 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休日となります)となっております。

Q12. いつまでに回答しなければいけないのでですか？

大変お手数をお掛けしますが、ご案内に掲載のご提出期限までご回答をよろしくお願ひいたします。

Q13. 提出期限を過ぎてしましましたが、回答はできますか？

大変お手数をお掛けしますが、取扱店にお問い合わせ願います。

なお、お問い合わせの受付時間は、平日の 9 時から 15 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休日となります)となっております。

Q14. 名義人が不在(入院中等)の場合、代理で回答してもいいですか？

可能な限りご本人さまのご回答をお願いしておりますが、難しい場合は代理の方がご回答いただいても構いません。ただし、お引越し等で住所が変わられた際には、最寄りの店舗にご連絡のうえお手続きをお願いします。

なお、お問い合わせの受付時間は、平日の 9 時から 15 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休日となります)となっております。

Q15. 子供が名義人の場合、親が回答してもいいですか？

保護者の方にご回答をお願いしております。

Q16. 郵送された回答書をなくしてしまいました。どうしたらよいですか？

大変お手数をお掛けいたしますが、取扱店にお問い合わせください。後日、改めて郵送させていただきます。

なお、お問い合わせの受付時間は、平日の 9 時から 15 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休日となります)となっております。

Q17. 口座名義人が亡くなっている場合には、回答が必要ですか？

回答は不要です。

ただし、大変お手数をお掛けいたしますが、別途相続手続きが必要となる場合がございますので、取扱店にお問合せ願います。

なお、お問い合わせの受付時間は、平日の 9 時から 15 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休日となります)となっております。

Q18. 以前に届出た届出事項(名前、住所、電話番号等)と既に変わっている事項がありますが、この回答をすれば、変更届は不要ですか？

大変お手数をお掛けいたしますが、届出事項の変更のお手続きは別途必要になります。 詳しくは、取扱店にお問合せ願います。

なお、お問い合わせの受付時間は、平日の 9 時から 15 時(12 月 31 日～1 月 3 日は休日となります)となっております。

Q19. 少し前に口座を解約して、ウリ信用組合との取引はありませんが回答しなければいけませんか？

口座を解約して当組合とのお取引がないお客様のご回答は必要ありません。 お手続きいただいた時期によっては、行き違いでご案内が届く可能性もありますが、何卒ご容赦ください。